

福祉医療費助成制度

この制度は、三隅町に住所を有する重度心身障害者、3歳未満児（歯科については、義務教育就学前児）、母子家庭等の医療費の一部を助成するという制度です。受給者に認定されますと、医療機関で受診する際に、「健康保険証」と「福祉医療費受給者証」を提示すれば自己負担額が免除となります。

◎ 重度心身障害者医療費助成制度

- ① 対象者
 - ・ 国民年金法施行令別表1級程度の障害を有する者
 - ・ 身障手帳3級以上の所持者
 - ・ 療育手帳Aの所持者
- ② 所得要件
 - ・ 老齢福祉年金の本人所得制限を越えない者
- ③ 更新時期
 - 7月1日

◎ 乳幼児医療費助成制度

- ① 対象者
 - ・ 3歳未満児（歯科については、義務教育就学前児）
- ② 所得要件
 - ・ 市町村民税所得割額82、300円以下の世帯（対象児童の父母の合算額）
- ③ 更新時期
 - 8月1日

◎ 母子家庭医療費助成制度

- ① 対象者
 - ・ 18歳までの児童を養育する母子家庭の母及び当該児童
 - ・ 父母のいない18歳までの児童
- ② 所得要件
 - ・ 市町村民税所得割非課税世帯
- ③ 更新時期
 - 8月1日

※すべての手続きは、民生課福祉係でおこなっています。

問い合わせ・手続きは
役場民生課
福祉係へ
(☎43-0211)



国民年金
からのお知らせ

年金はあなたが主人公です

国民年金

◆ 始まりました 「基礎年金番号」

今年から、年金業務のサービス向上を図るため、各年金制度共通の「基礎年金番号」が導入されました。

これからは、年金に加入されている方や年金を受けている方の年金相談や年金に関する手続きの際には、「基礎年金番号」により行うこととなっていますのでご注意ください。

現在、基礎年金番号の実施にともなう相談やお問い合わせを受けつけております。基礎年金番号通知書が二枚届いた方は、片方を取り消す必要があります。そのほか、変更、訂正が必要な場合も役場民生課福祉係にお申し出ください。

「基礎年金番号通知書」または、「基礎年金番号」が記載されている年金手帳は、国民年金と厚生年金等の記録を管理する大切なものであり、一生使いま

◆ うけつけます 国民年金相談

日中は忙しくて各種届け出や相談事、保険料の納付に時間を割くことが難しい方はいらっしやいませんか。

そんな皆さんに利用していただくため、夜間相談日を設けました。期日は、毎月の広報でお知らせしますので、ぜひご利用ください。

- (期日) 7月15日(火)・30日(木)
- (時間) 午後6時から7時まで
- (会場) 役場民生課福祉係

～SLの旅～

親子の年金教室と
りんご狩り参加者募集中

SLやまぐち号で、徳佐のりんご園へ行ってみませんか。

中学生以上は3,000円
小学生以下は1,500円

※詳しくは役場民生課福祉係まで (☎42-0211)